

八幡市災害時生活用水協力井戸の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時等において水道による給水が困難となった場合に、飲料用以外の用途に使用する水（以下「生活用水」という。）を提供することができる井戸（以下「協力井戸」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 協力井戸として登録する井戸は、市内に所在する井戸で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 生活用水として使用が可能である水量及び水質であること。
- (2) 井戸水をくみ上げることができること。
- (3) 災害時等に無償で近隣住民に井戸水を提供することができること。
- (4) 井戸枠等があり安全であること。
- (5) 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、井戸の所在地等を公表することに同意していること。

(登録の手続)

第3条 協力井戸の登録を受けようとする所有者等は、八幡市災害時生活用水協力井戸登録申出書に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ登録の適否を決定し、八幡市災害時生活用水協力井戸登録適否決定通知書により申出者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録した旨の決定通知を受けた協力井戸の所有者等（以下「登録者」という。）は、八幡市災害時生活用水協力井戸指定標識（以下「標識」という。）を当該協力井戸の周囲で、近隣住民の見やすい場所に設置しなければならない。

(水質検査)

第4条 市長は、所有者等から協力井戸の登録の申出があった場合その他必要があると認める場合は、次に掲げる項目について水質検査を実施するとともに、所有者等が希望する場合は、その結果を通知するものとする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (4) 鉄及びその化合物
- (5) 塩化物イオン
- (6) 有機物（全有機炭素（TOC））
- (7) pH値
- (8) 臭気

- (9) 色度
- (10) 濁度
- (11) 遊離残留塩素

(登録の変更)

第5条 登録者は、次に掲げる場合には、八幡市災害時生活用水協力井戸登録内容変更申出書を市長に提出するものとする。

- (1) 協力井戸の所有者等を変更した場合
- (2) 協力井戸の改良等により登録内容に変更が生じた場合

(継続の確認)

第6条 市長は、登録者に対し、必要に応じて登録の継続の意思の有無を確認するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、次に掲げる場合には、八幡市災害時生活用水協力井戸登録抹消申出書を市長に提出するものとする。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合
- (4) 登録の抹消を求める場合

2 市長は、次に掲げる場合には、協力井戸の登録を抹消するものとする。

- (1) 前項の規定による申出書の提出があった場合
- (2) 第2条各号に掲げる登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として登録することが適当でないと認めた場合

3 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を抹消するときは、八幡市災害時生活用水協力井戸登録抹消通知書により登録者に通知するものとする。

4 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに標識を市長に返還しなければならない。

(生活水の提供開始)

第8条 登録者は、次に掲げる場合に生活水の提供するものとする。

- (1) 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 災害により井戸の所在地付近で断水が発生した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長から要請があった場合

(生活水の提供終了)

第9条 登録者は、次に掲げる場合に生活水の提供を終了するものとする。

- (1) 断水が復旧した場合
- (2) 井戸水の水量低下等により生活水の提供ができなくなった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録者から提供終了の申出があった場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。